

令和3年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和3年9月16日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	松林 敏
委員	内村 博法	委員	安藤 克彦
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員 安部 都

職務のため出席した者

議事課 長 青田 浩二 係 長 江口 美和子

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也
(秘書広報課)

課 長 中村 元則 係 長 廣橋 慶三
主 査 池田 昇平

(地域安全課)

課 長 荒木 秀一 係 長 山本 洋佑
係 長 入口 健太郎 係 長 永間 崇義

健康保険部長 志田 純子
(健康保険課)

課 長 藤崎 隆行 課長補佐 木澤 奈津代
係 長 相川 沙織 係 長 松田 祐貴

(介護保険課)

課 長 細田 愛二 係 長 西村 淳
係 長 浦川 真 主 任 山下 紗耶香

(会計)

会計管理者 宮崎 伸之 係 長 一瀬 奈々

(議会事務局・監査事務局)

局 長 富 永 正 彦

議事課長兼監査事務局長

青 田 浩 二

課 長 補 佐 梶 尾 和 美

係 長 江 口 美 和 子

本日の委員会に付した案件

議案第54号 令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について (結審)

開 会 9時27分

閉 会 14時37分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。昨日に引き続き議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本案について秘書広報課の提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは秘書広報課所管分となります。事項別明細書の46、47ページをお願いします。19款5項1目雑入1節雑入の1行目キャラクターグッズ販売料は所管分になります。48、49ページをお願いします。上から7行目、広告掲載料のうち56万4,000円が所管分になります。こちらはホームページのバナー広告料と宝くじの広告掲載料になります。以上が歳入になります。

次に歳出になります。56、57ページをお願いします。2款1項1目一般管理費のうち、人件費を除いた秘書広報課所管分の支出額は502万1,053円になります。3節職員手当等の5行目、時間外勤務手当のうち174万7,310円が所管分になっております。58、59ページをお願いします。2款1項1目一般管理費8節旅費、普通旅費のうち51万3,010円、9節交際費の町長交際費は全額所管分になります。10節需用費、消耗品費のうち82万4,394円、食糧費のうち2万6,939円、印刷製本費のうち1万3,200円、修繕料は全額所管分になります。こちらは着ぐるみのメンテナンスに係る費用になります。11節役務費のクリーニング料と印紙代は全額、通信運搬費のうち2万902円、手数料のうち1,900円が所管分です。12節委託料のうち4行目、秘書業務委託料が全額所管分です。内訳といたしまして、秘書業務に155万7,047円、公用車運転点検業務に36万7,092円となっております。7行目イメージキャラクター商品等製作委託料は全額所管分となります。在庫が少なくなりましたフェイスタオルと新しくマスキングテープを製作しています。13節使用料及び賃借料の自動車借上料のうち17万320円、有料道路等使用料のうち3万3,730円、駐車場使用料は全額所管分となります。1目一般管理費の説明は以上となります。

続きまして、60、61ページをお願いします。2目文書広報費は全額秘書広報課所管分になります。7節報償費は、広報ながよ1月号に掲載していますお年玉クイズの記念品代30名分となります。8節旅費の普通旅費は、広報の最終校正で印刷会社へ出張したもの。研修旅費は県が主催する広報担当者研修会に係るものです。10節需用費の2行目、印刷製本費は広報ながよ印刷料、毎月1万3,500部と、広報ながよ臨時号として新聞折り込み等で発行いたしましたコロナウイルス特集号となります。11節役務費の新聞折込手数料はコロナウイルス特集号の新聞折り込みに係る経費でございます。12節委託料の1行目、ホームページ更新業務委託料は町ホームページのリニューアルに係る費用となります。2行目、ホームページ保守更新業務委託料は、令和2年度まで

の町ホームページの保守と月3回の定期更新、緊急時の更新などの費用となります。3行目、写真撮影委託料は広報ながよ新年号に掲載する町長などの写真撮影代となります。17節備品購入費は、情報発信に係る備品の購入として広報用カメラ、動画撮影用ビデオカメラ、SNS発信用のスマートフォンを購入したものです。18節負担金、補助及び交付金は、日本広報協会への会費でございます。また、主要な施策の成果に関する報告書の16ページにも新ホームページ制作事業を掲載しております。

以上が秘書広報課所管分の説明になります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

ただいま説明が終わりました。歳入の方から質疑に入っていきたいと思います。雑入2か所、46、47、48、49ページ、歳入全部について質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

このキャラクターグッズ販売ですね。これは個人が多いんですか、それとも法人が多いのか。その辺り、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

一番多いのが健康ポイント事業などの町主催の事業に係る交換商品とか、それから図書館まつりでありましたり、遺跡めぐりの賞品でありましたり、庁舎内で消費する分も結構多いんですけれども、一般向けにもPRはしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。ないようでしたら歳出の方に移りたいと思います。

後程全体的にお聞きしますので、まず歳出の56、57ページ、質疑はありませんか。では、58、59ページ、普通旅費、町長交際費ほか、いいですか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

コロナの影響で、例えば町長交際費とか安くなっていると思うんですけども、秘書業務委託料も予算に比べて多分安くなっているのかなと思うんですけど、こういうのは、コロナでやっぱり出事が少なくなったら委託料も減るってような感じでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

秘書業務委託料のコロナに関わる執行額の増減についてなんですけども、秘書業務委託の中には、秘書業務をお願いする事務的な委託の分と運転業務の委託と2種類ありまして、運転業務の方が町長の出張に伴うものがありますので、イベントや会議の中止等

があれば運転業務も減るということがありまして、その分が減額になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では次に移りたいと思います。60、61ページ、文書広報費、質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

ホームページ更新業務委託料として上がっておりますけれども、今後はホームページの更新が職員でも即時にできるようになりますので、次年度からはこの部分はかなり減ってくるのでしょうか。幾らかやはり残るのかどうか。その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

毎年掛かります保守更新業務委託料につきましては、令和3年度予算額は96万円で、すから前年度と比較して141万6,000円の減額となります。それに加えまして昨年まで契約管財課で計上していたサーバーの委託料、それから令和3年度より子育て支援サイト「大きくなーれ・プラス」を新ホームページの方に統合して、一括管理としております。その分の委託料、それからうちの方で計上していましたドメイン管理手数料などを合わせまして約100万円、そのほかでも減額の効果が見込まれます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これに関連する形で次年度の対応についてお願いしたいと思うんですが、新しく更新されたホームページを拝見させていただいて、ちょっと感じるのが、左側の余白がない。ページが始まってすぐコンテンツが左にべったりくっついてあるので、見にくいとまでとは言わないけども、できれば左側にもう少し余白を、HTMLでタグを打ち込んで余白を設けた方が良くないかという気がするんですが、そういう声とか、住民からの声とか、あと職員からの考えとか、その辺りは今後検討する考えはないのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

CMSで作成したホームページのテキストの左側の余白という認識で回答をさせていただきます。ホームページの記事の見え方、例えば文字の色とかも含めてサイズ感やレイアウト等については、いろんな方からいろんな意見が今、出ておりまして「こういうふうにした方が良くないか」という意見をいただきましたら、しばらくその意見を控えておいて、その後また複数の同じような意見があった場合には、それに伴ってホームページのデザインや見た目等の改善を行っていくというふうなことをやっております。

ます。今回の件については今初めて伺いましたので、ちょっと様子を見させていただいて、左側に一文字分だったりタブだったりを入れて空白を作るといったことは可能です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ホームページ、地元の業者を使っているんですか委託先は。まず地元業者を使ってもらえるのかどうか。それから写真撮影ですけど、金額は小さいんですけども、役場の広報紙を飾る写真ですね。あれは内部の職員が作っておられるというふうに聞いたんですよ。あの人はこの写真も大丈夫じゃないかなと思っているわけですよ。それで私もちょっと話したんですけども、写真の技術もしっかりされているし。だから内部の職員を活用して検討されたらと思いますけども、いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

まず新しいホームページのシステムの受託業者ということで回答をさせていただきます。CMS化に伴ってプロポーザルで業者選定を進めてまいったんですけども、これは一般公開ということで公募をして業者を募り、上がってきた中から熊本の業者を最終的に選定し、令和3年度委託をしております。2点目の写真撮影についてなんですけども、写真の撮影技術が、職員が高いということで、ありがとうございます。委託して撮っている写真については、撮ってそのまま出すんじゃなくて、加工をある程度プロの方がやっていた分がありまして、そこまで必要じゃない分もあるかと思っておりますので、職員で撮影するっていうのも検討できるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

今回、広報担当3年目となりまして写真の技術もだいぶ上達してまいりました。どうしても職員ですので人事異動等ありますので、やはりそういう経験年数とかも踏まえながら、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ホームページの作成は地元の業者でも十分やれると思うんですよ、わざわざ公募に出さないでも。今はもう一般的な技術になっていますから、できれば地元の活用を考えられたらいかがですか、公募よりも。もちろん金額もあるんでしょうけれども、わざわざ遠くの熊本までしなくても、ホームページに関することは、身近な地元の業者がやり

とりした方が実務的にも速いんじゃないかなっていう気がするんですよ。恐らく熊本の業者ですからメールのやりとりしかしてないと思うんですよ。打ち合わせ等はですね。だからそう考えると、やっぱり地元の業者の方が比較的やりやすいんじゃないのかなと思います。質の問題もあるんでしょうけども、その辺りは検討されたらいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

私たちができるだけ地元の業者になるようにということで検討を進めてまいりたいと考えております。なかなかプロポーザルの選定条件の中にいろんな要件があるんですけども、それをクリアしていける地元の業者の中で、手を挙げていただける業者が出てきてもらえれば、その中から積極的に選定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

成果に関する報告書、全体的に歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで秘書広報課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。ただいまより地域安全課の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

皆様おはようございます。それでは地域安全課所管につきまして御説明をいたします。令和2年度長与町一般会計決算の歳入の合計になりますが、4,198万7,002円、前年度比1,201万3,677円の増。職員人件費を除きました歳出の合計は4億9,006万729円、前年度比1,170万2,446円の増でございます。

歳入から説明をいたしますが、事項別明細書の24、25ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料1項1目総務使用料2節コミュニティセンター使用料でございますが、これはふれあいセンター及び南交流センターの施設使用料でございます。施設の利用の自粛がコロナ禍において昨年取り扱いがなされましたけども、これに伴い前年度比約131万円の減少となっております。続きまして32、33ページをお願いいたします。13款国庫支出金3項1目1節総務管理費委託金、自衛官募集事務委託金が地域安全課所管となります。続いて34、35ページ、14款県支出金2項1目1節総務管理費補助金、石油貯蔵施設立地対策等補助金でございます。こちらは消防備品購入費に充当をしております。ガンタイプノズル10個、ホース10本を購入し消防団に配備

しております。続きまして36、37ページをお願いいたします。同じく5目商工費県補助金1節商工費補助金でございます。長崎県消費者行政推進補助金は消費者行政に係る経費に充当をしています。同じく7目1節消防費補助金です。総合流域防災事業補助金は、洪水ハザードマップ作成業務委託料に充当をいたしております。次に3項1目1節総務管理費委託金、市町村権限移譲等交付金（全世帯配布）でございますが、これは県の広報誌の世帯配布に係る交付金として受け入れをしております。次に40、41ページをお願いいたします。15款財産収入1項2目1節利子及び配当金です。上から3行目のふるさとづくり基金運用収入全額と5行目の防災基金運用収入全額が地域安全課の所管となります。次に42、43ページをお願いいたします。16款寄附金1項7目1節ふるさと長与応援寄附金でございます。このうち2,336万9,000円が地域安全課の所管となりまして、これは地域振興補助金及び自治会振興補助金に充当をしております。次に44、45ページをお願いいたします。17款繰入金2項3目1節ふるさとづくり基金繰入金全額が地域安全課の所管となります。

次に46、47ページをお願いいたします。19款諸収入5項1目1節雑入の上から5行目、市町村交通災害共済加入推進助成費の全額、それから7行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち20万6,000円、次に火災保険料のうち27万3,914円、各種施設電話使用料のうち220円、各種施設コピー使用料のうち1万9,860円、3つ下の太陽光発電余剰電力売払収入の全額。それから48、49ページに移ります。1行目の電柱等設置使用料のうち680円、10行目になりますが境界立会他証明書等交付手数料のうち300円、19行目、消防団員安全装備品整備等助成金の全額、これは消防用備品購入費に充当をしておりバルーン型投光器1台を購入しております。次に21行目のコミュニティ助成事業助成金の全額、交通安全指導員設置負担金返還金の全額、次に27行目、全国町村会災害対策費用保険金の全額は避難所開設に伴う人件費相当額を保険で受け入れをしたものでございますが、1件100万円を上限といたしまして上限額の2回分を受け入れております。次に29行目、ニュータウン防災センター電気使用料の全額、最後に各種施設電気使用料のうち3,517円でございます。

次に50、51ページをお願いいたします。20款1項5目1節消防施設整備事業債になります。小型動力ポンプ付積載車購入費充当起債でございますが、これは第7分団に配備した小型動力ポンプ付積載車購入費に充当をしております。歳入の増の主な要因といたしましては、ふるさと長与応援寄附金前年度比687万4,000円の増、消防施設整備事業債前年度比660万円の増、総合流域防災事業補助金前年度比205万円の増となっております。歳入は以上でございます。

続きまして歳出に移らせていただきます。56、57ページをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費1節報酬の上から2行目、防災会議委員報酬でございます。これは委員報酬7,000円の委員6名分、会議回数が1回で書面決議でございます。次に5行目の避難行動要支援者避難支援連絡協議会委員報酬、こちらも委員報酬7,0

00円の6名分、会議は1回で書面決議としております。一番下になりますが危機管理専門員報酬、3節職員手当等の一番下の会計年度任用職員期末手当、4節共済費、一番下の会計年度任用職員社会保険料は、危機管理専門員に係る人件費でございます。続きまして58、59ページをお願いいたします。8節旅費、普通旅費のうち2万700円は会計年度任用職員の通勤手当でございます。18節負担金、補助及び交付金の上から2行目、自衛隊家族会補助金、下から3行目の九州北部小型船安全協会会費、西彼杵防衛協会会費が地域安全課の所管でございます。60、61ページをお願いいたします。上から2行目、長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金、以上でございます。

続きまして66、67ページをお願いいたします。2款1項7目交通安全対策費は全て地域安全課所管でございます。1節報酬では交通安全対策協議会委員報酬を計上しております。委員長のほか委員10名分で、会議回数は1回、書面決議でございます。次に7節報償費では高齢者運転免許証自主返納奨励金、これは113名から申請があつてございます。一人当たり3,000円の奨励金でございます。7目合計では前年度比およそ1,200万円の減額となっております。減額の主な要因といたしまして、LED化事業終了による防犯灯新設改良工事費約560万円の減額、それからカーブミラー点検業務委託料の皆減により約290万円の減額、修繕料約200万円の減額、電気使用料約110万円の減額などがあげられます。続きまして72、73ページをお願いいたします。10目地域振興費につきましても全て地域安全課の所管でございます。1節報酬では育児休業代替職員の2名分を支出しております。7節報償費では自治会長報償費、50自治会で、算定基礎は均等割を1自治会当たり11万円、世帯割として世帯数掛ける650円で支出をしております。18節負担金、補助及び交付金です。一番上の自治会振興補助金、これも50自治会が対象でございます。算定基礎は均等割5万円、世帯割が1,500円でございます。地域振興補助金は5地区のコミュニティに交付した補助金になります。それから、ふるさとづくり推進事業補助金、昨年度3団体へ補助をしております。コミュニティ助成事業補助金、高田地区コミュニティに対して印刷機の購入補助を目的として補助をしております。続きまして72から77ページにかけて、11目長与町ふれあいセンター管理費と12目長与南交流センター管理費につきましては、全てが地域安全課所管で、いずれも例年とほぼ同様の支出でございます。

それでは140、141ページをお願いいたします。7款商工費1項1目商工振興費、こちらは消費者行政に係る経費を支出しております。8節の研修旅費と費用弁償の全額、それから10節需用費、消耗品費のうち15万1,201円が地域安全課の所管です。

続いて156、157ページをお願いいたします。9款消防費につきましては全て地域安全課の所管でございます。まず1項1目非常備消防費でございます。8節旅費では、火災出動、災害警戒等による出動に係る費用弁償を支出しております。出動回数は延べ106回、出動人員は延べ764名。次に10節需用費では消耗品費、前年度比約373万円の減額。これは元年度に購入いたしました消防活動服の購入費の皆減によります。

続いて18節負担金、補助及び交付金、上から5行目の広域消防事業負担金、前年度比約420万円の増額でございます。次に2目消防施設費でございます。17節備品購入費、小型動力ポンプ付積載車購入費は第7分団に配備したものです。それから消防備品購入費、内訳として、ガンタイプノズルを10個、41万8,000円、ホースを10本、36万3,000円、バルーン型投光器1個、18万620円を購入しております。次に3目水防費でございます。12節委託料、洪水ハザードマップ作成業務委託料はハザードマップの冊子版とウェブ版を作成したものでございます。158、159ページをお願いいたします。同じく4目防災対策費になります。10節需用費、消耗品費では感染症対策経費といたしまして203万8,813円を支出しております。これは避難所等で使用する消耗品費の購入になります。17節の一般備品購入費におきましては介護用の移送帯48個を購入、自主防災組織へ配置しております。このほか感染症対策備品といたしまして、クイックパーテーションやスポットクーラー、防災倉庫などを購入したところでございます。9款全体では、前年度比2,829万5,823円増額しており、主な要因といたしまして、1目の広域消防事業負担金約420万円の増額、新規事業の2目の小型動力ポンプ付積載車購入費約670万円、3目の洪水ハザードマップ作成業務委託料約410万円、4目の感染症対策事業費、消耗品費と備品購入費を合わせた約1,900万円の支出が挙げられます。このほかにつきましては前年とほぼ同様の内容でございます。また、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書13ページから15ページに掲載しておりますので御参照をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入の方から審査を行いたいと思います。24、25ページ、ふれあいセンター、南交流の使用料です。質疑はありませんか。

では次進めます。32、33ページ、自衛官募集事務委託金。

後戻りしても構いませんので、次進めます。34、35ページ、質疑はありませんか。

36、37ページ、消費者行政推進補助金、ハザードマップ関係の補助金。

それでは40、41ページ、ここは基金運用収入です。質疑はありませんか。

では42、43ページ、ふるさと長与応援寄附金です。

では44、45ページ、基金繰入金。進んでよろしいですか。質疑はありませんか。

それでは46、47ページ、雑入です。次のページまでかかります。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

49ページのニュータウン防災センター電気使用料というのがありますが、防災センターは町内には10あるわけですね。確か私の記憶では。このニュータウン防災センターだけが、こういうふうに入りが上がってきているというのは、何か経緯があるんじゃないかなあと思うんですけども、その経緯っていうのはどんなことでこういう

ふうになっているか、それを御説明お願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ニュータウン防災センターがほかの防災センターと違いまして、選挙でも投票所として活用しております。また介護事業の場所として活用しており、公共性が高いということで、こちらの歳入として受け入れているような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

47ページの太陽光発電余剰電力売払収入、もうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

南交流センターに太陽光発電を設置しておりますので、そちらの売払収入になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

それでは50、51ページ、消防施設整備事業債です。いいですか。

歳出の方に入っていくしたいと思います。56、57ページ、一般管理費ないですか。

58、59ページ、いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

57ページ中段の危機管理専門員報酬。この制度を取り入れたときは、かなりいろいろ社会的な問題があったわけですね。それで取り入れられたわけなんですけども、最近社会もだいぶ落ち着いてきたような感じもするわけなんですけども、この活動状況というか、相談の状況というか、そういうものをちょっと御説明をいただければと思うんですけど。

○委員長（金子恵委員）

永間係長。

○係長（永間崇義君）

現在、危機管理専門員として1名、警察OBであります田中専門員を配置しております。業務内容につきましては、消費生活相談のほかにも行政対象暴力であったり、不当要求行為に対する対応、及びそういったことへの対応の指導助言なども行っております。警察OBということで現役の頃の豊富な知識や経験がございますので、そういった経験を業務に生かしていただいております。また、各種団体から要請を受けまして消費生活の出前講座なども実施しております。相談件数につきましては、令和2年度消費生活相

談が115件ございました。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

暴力関係がどうなのかなど、先程言いますように、かなり社会的にも安定をしてきたような今は状況があるんですけども、昨年の1年間で暴力関係についての相談か何か対応なり、あるいは庁舎内の出入りとか、そういう状況はどうなんですか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

行政対象暴力とか、危機管理の観点の話でございますが、委員のおっしゃるとおり昨年1年間にしても、こういった問題というのは発生しておりません。警察OBという観点から、職員からいろいろと別の意味で相談を受けているような事例はあります。ただ、その件数については把握しておりません。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

115件は消費関係の相談という理解でいいわけですね。元々の危機管理専門員の配置のときの考え方が、先程言いますように非常に社会的な不安定もあったり、暴力関係があったりするような状況から取り入れられたらろうというふうに私は理解をしているんですが、消費関係についての相談は県の消費センターの方もありますしね。地域安全課で消費の関係業務を行っているということ、これは以前もそうしておりましたけども、今この危機管理専門員が専門的にその相談に当たっておると理解をしいいんですか。

○委員長（金子恵委員）

永間係長。

○係長（永間崇義君）

消費生活相談に関しましては、主に危機管理専門員に対応していただいております、専門員が不在だったり、休みのときは職員で対応することもございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もこの危機管理専門員報酬についてちょっとお伺いしたいんですが、同僚委員が言われたように元々の経緯が、確か町長選に絡んで、はっきり言えばちょっと反社の傾向のあらわれる方が出るというような流れの中で、いろいろ対応が難しいということで、そういうこともあってという背景があったというのが分かるんですが。現在言われるように落ち着いてきて、役場の中でのいろんな対応にシフトされた方がいいんじゃないかと

思っ。例え、今その職務は3階でされているのか分かりませんが、私が聞くところによると1階とか、2階とかの役場の窓口の方でしつこく、町民の方も悪気はないのかかもしれないけれども、不当要求とまでは言いませんけども、個人情報などを欲しいと。出せないような個人情報をもう何度も何度も来られて困っているような話もあるようですし、また先日もちょっと小耳に挟んだのは、職員に対して結構きつい言い方をされる、暴言とまで言っているのか分かりませんが、かなり厳しい口調で職員を叱責する来庁者もいらっしゃるというような中で、むしろ1階にこの方がいた方が、そういうときにさっさと行って、「まあまあ」となだめたり、穏便に事を済ませるようなそういう対応ができると思うので、今言われるようなこういう状況だったら、もっと機動的に動ける1階、2階辺りの職員と町民の窓口の対応等に対応できるように変えていった方が良いような気もするのですが、その辺りの考えはないものか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

平成20年から危機管理専門員においでいただいているのかと思います。当初から危機管理の観点と消費生活の観点と2つの立場から来ていただいているということで、消費生活の部分は引き続き業務を携わっていただいているというのが現状でございます。確かに不当要求等々、暴力が起こってない現状で、もし何かありましたらということでもいらっしゃっていただいています。庁舎内での活用といいますか、1階への配置というような観点なんです、現在におきましても職員から連絡がありましたら、すぐさま駆けつけてそういった対応をしていただくような体制は整えているところでございます。今後、その方向性を変えていくということにつきましては、現時点では考えておりませんでしたが、今後ちょっと検討していきたいというところで考えております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

危機管理監ですから暴力団とか、そういう件はないと思うんですけども、犯罪防止という面で役に立っておられると思うんですよ、そういう意味では。実際犯罪が起こっていないケースというのは多いと思うんですけど、犯罪が起こらない前の対応ですかね、ここが重要だと思うんですよ。そういう観点からこの方を採用されているんじゃないかなんかと思っているんですよ。この前、私も一般質問で、再犯防止を法務省が強く打ち出しているわけですよ。だから、そういった面にも活用できるのではないかなんかと思います。だからそういう観点からどんどん活用されたらいかがですか。どうなんですか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

確かに防犯という面におきまして、日頃よりこの危機管理専門員にはいろいろと助言、指導はいただいているところでございます。委員のおっしゃる再犯という観点で今まで長与町の事務にございませんでしたので、その辺については今後計画を定めて進めていくわけですので、もちろんそういったところでも頼りにしていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありませんか。

では次進みたいと思っております。では次60、61ページ上段部分、防災ヘリ。

次飛びまして66、67ページ、交通安全対策費、質疑はありませんか。

では次、進みます。72、73ページ、地域振興費。自治会関係ですね。いいですか。

次74、75ページ、南交流センター。

ないようですので次に進みます。飛んで140、141ページ、電気使用料。

次に154、155ページ下段の消防費。次のページまで。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

159ページでインターネット接続料、これがまずどこなのかというのと、18の負担金で電波利用料40万円と上がっているんですけど、これが何なのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

インターネット接続料が防災センターの10か所です。電波利用料が消防団に配備していますIP無線機の電波利用料プラス防災行政無線の電波利用料も入っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

成果に関する報告書、全体的に歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

決算の額に関わらないって言ったら関わらないかもしれませんが、警戒警報とか、大雨洪水警報とか、その辺りの全体的なものをお尋ねしたいと思うんですが、国の気象台の取り扱いが若干今回から変わりましたよね。それでテレビにこの前から大雨のときに出て「おかしいんじゃないですか」という声も私聞いておるんですが、というのはどうということかと言いますと、例えば警報が出ますと避難の関係がテレビに出ますよね。長与も発令があったということで、避難指示なら指示ということで、そういうことが画面に出るんですが、何を言いたいかと言いますと、長与の世帯が幾らで、人口が幾らと、これが全部「安全な所に避難してください」って出るわけですね。画面にですね。ところが私も見ていて、四万千何百人が安全な所に避難をしてくださいという画面が出るわけですよ。長崎市も何十万、あるいは長与も何万、佐世保も何十万と、全世帯例えば長

与の、現実論としてどこに避難をすればいいのと、その画面を見て「岩永さんおかしいんじゃないの」というような意見も何回も聞くわけですね。その辺りの表現というのは、やっぱりああいう表現をせざるを得ないような今の状況なんですか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ありがたい御指摘ありがとうございます。御指摘の避難情報のテレビ画面にあるのはLアラートと言いまして、県のテロップで、町の方で入力したものがマスコミ報道等を通じて画面に表示されるような仕組みになっております。世帯数と人口については直近の人口と世帯を用いております。避難情報が全世帯、全人口ということなんですけども、本町の方がたくさん危険箇所も多うございます。そういう意味では町全体に避難情報を出して、安全な時間帯のうちに避難をしていただきたいという意思でそういう情報を発しているような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

ちょっと補足させてください。避難準備情報の改正が行われました。先程申したようにテレビ等で報道されますが、世帯につきましては全世帯、避難対象区域ということで、本町の場合1か所崩れたらあちこちどこも同じような状態で崖崩れ起こりますので、特定した地区を限定して出すということは考えておりません。だから、全地区を対象として今避難情報を発令していますので、4万2,000人という数字が出てまいります。これは対象となる世帯ですね。そこから今回の避難情報の改正においては、対象は定めるんだけど、本当に御自宅、危険な場所におられる方は、御自分でその危険を察知して御避難くださいという趣旨でございますので、その中におきまして御自分で判断をして避難された。これが今回でいうと最高で22名です。こういった避難者になっているところでございます。ですので、御指摘のような「どこに」っていう趣旨、4万2,000人を受け入れる体制というよりは、本当に危険な場所におられる方が避難をなさるような発信という形に今年度から法改正が行われているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

趣旨的には理解はするんですが、例えば縦方向の避難、例えば水害の場合は2階に縦に避難すると。あるいは近所に例えば強固なコンクリート建て辺りがあれば、そういう所に避難をされたらどうかという話をしたりするんですけども、ただテレビを見る限り避難指示が出たので、すぐ避難をしてくださいと言わんばかりの表示になるもんだから、それじゃどこ行くんですかと。自分は家が安全だから「何で私も行かないといけない

の」というような見方、捉え方に、あの画面を見ると確かに「そうよね」という感じを受けるわけなんですね。「4万1,000幾らの人が全部避難してください」と言わんばかりの表示になるもんだから、もう少しやっぱり創意工夫して発信をしていくべきじゃないのかなということも最近特に感じておるもんですから、言われることはよく分かるし、私もそういう話をするんですけども。ただ、ずっとこの前からもう出っ放しですね。そうしますと「ええー」という感じもやっぱり住民はされるわけですね。そういうことがあるもんですから、气象台の関係もあるんでしょうけども、創意工夫をして報道も少し考えたらどうかなということも感じておるもんですから申し上げたわけです。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

委員御指摘のとおりでございます。テレビ画面上であのテロップを見ると長与町民だけじゃなく、皆さん混乱されているだろうと考えております。Lアラートとマスコミともこの数字をどういうふうに出すか、この辺についてはそういった場があればそういったところで話をさせていただきたいと思っております。数字についてはほかの市町についても全ての人口、全ての世帯ということでテロップを出させていただいているところがございますので、これについては各市町でも考えてらっしゃるだろうと考えておりますので、今後はそういった方向性で何かあれば考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

最近の集中豪雨で排水ポンプ車っていうのはよく活用されているんですね。長与町は先程軽ポンプ車って言われたんですか。その排水車、専用車両はあるわけですか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

今のところ排水ポンプ車はありませんが、国土交通省と災害協定を締結しており、一定被害が出てくれば、排水ポンプ車の機動もお願いするような状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

158、159ページ、補助金に関しての考え方をお聞きしたいんですが、昨日福祉課での審査の中で、民生委員への補助金が活動実績に応じて返金をなされたという話があったんですが、ここだけ特化して言うわけではないので誤解のないようお願いしたいんですが、自主防災組織運営補助金で今、自主防組織が47近くあると思うんですが、このコロナで自主防の活動とか、避難訓練だとか、消防訓練だとか、そういうものを地区で行うといってもなかなかできない状況。そして備品を買うにしても事前の予算よりも安価になって、結局はお金が残ってどうしようか悩んでいる自治会とかお聞きするんですけども、団体補助金の在り方としては、実績に応じて最終的に返金がなされるという形は当然だと思うんですが、自主防災に関しては、取りあえずは、昨年までは「予算どおりにほぼ使い切ってください」というような話が多々ありますので、この補助金に関して考え方ちょっとどうなのか。やっぱり考え直した方が良いのかなという思う部分もあるんですけども、担当課としての考えをお聞きできればと思うんですが。

○委員（松林敏委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

自主防災組織の連絡協議会、親組織ですけども、そちらに20万円を交付させていただきました。実績については委員御指摘のとおり、コロナ禍で研修等々打っていきかけたんですけど、実績としてありませんでしたので、昨年度については丸々返金という形をとっております。各47自治会の自主防災組織ですけども、世帯によって補助金を交付させていただいております。こちらにつきましては防災訓練ができた所もありますし、できなかった組織もございます。昨年度からなんですけども、できない所につきましては防災用品、御指摘があったように備蓄品の購入でも実績として「可」ということにしました。これからの方向性ですが、もちろん研修に対する費用等々、啓発に対する費用ですので、実績がない場合は返金を求めていきたいというふうに考えております。一担当としての意見なんですけども、平成30年度に町制施行50周年協賛事業で体感型の防災アクションという全町巻き込んだ事業をさせていただきました。町全体の自主防災組織の温度差があるなというふうに感じていますので、今後は町全体を巻き込んだ防災訓練を模索しながら地域防災力の底上げを図っていきたいと考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

洪水ハザードマップを今度作られたんですけども、町民から「ハザードマップの洪水の範囲の中に避難所が結構ある。ちょっとおかしいんじゃないか」という指摘があり

まして、見たらそうだなと私も思ったんですけども、すぐには改善はなかなか難しいかもしれませんけども、そういう指摘があったわけです。したがって、例えば役場庁舎だったら上の方に避難場所を設けるとか、そういう細やかな説明をしてやらないとなかなか難しいかなと思っているわけです。避難場所の位置が変えられたら一番良いんですけども、なかなかそうはいかない。難しいところもあるわけですね。その辺りどう考えればいいのか、御意見があれば伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

水防法に伴う浸水想定区域の中に入っている避難所、事実としてあります。どうしても財政的な面もありますし、公共施設の長寿命化の観点からも一緒にたに改築だったり、建て替えができませんので、今後、災害の規模や種類に応じて避難所の開設については考えていきたいというふうに思ってますし、あと課長が先程御説明したように、国の方からも分散避難という考え方がすごく重要視されてまして、もう、今は避難所に行くのが避難ではなくて2階に逃げる垂直避難であったり、親戚、友人宅に避難する縁故避難、いろんな避難の形がありますので、こういった避難の形についてもこれから周知を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。地域安全課の質疑をこれで終了します。

11時まで休憩いたします。

（休憩 10時45分～11時00分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険課の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは一般会計歳入歳出決算健康保険課所管分の主なものにつきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書に基づき御説明をいたします。まず歳入でございます。22、23ページをお開きください。11款1項1目3節の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員1名分に係る人件費でございます。28、29ページをお開きください。13款1項1目1節の国民健康保険基盤安定負担金3,678万3,530円は、国保財政の安定化に資するため2分の1相当額を国が負担するものでございます。30、31ページをお開きください。13款2項2目3節の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）1,005万2,000円のうち、当課所管分は607万9,000円で、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、

被爆者に係る給付費の一部を国庫補助金として受け入れるものでございます。同じく後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金17万6,000円は後期高齢者医療システムの改修に係る補助金でございます。3目1節の疾病予防対策事業費等補助金555万9,000円は、がん検診受診促進を図るための補助金や風しんの抗体検査等に係る補助金でございます。同じく新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金2,420万9,000円は新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に対する補助金で、コールセンターの設置費用やシステムの改修費用、クーポン券の印刷費用等が交付の対象となっております。32、33ページをお開きください。13款3項2目1節の国民年金事務委託金1,006万5,311円は国民年金事務に係る委託金でございます。14款1項1目1節の国民健康保険基盤安定負担金1億916万6,500円は、国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額、及び国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額でございます。同じく後期高齢者医療保険基盤安定負担金6,070万5,002円は、軽減措置に伴う減収分のうち4分の3相当額を長崎県から受け入れるものでございます。34、35ページをお開きください。14款2項3目1節の健康増進事業費補助金193万7,000円は健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する補助金でございます。同じく長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金9,000円は中学校のフッ化物洗口事業に係る補助金でございます。

42、43ページをお開きください。17款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金3万2,754円は、令和元年度における一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金のうち、令和元年度の決算により確定した繰出金との差額分を令和2年度において受け入れたものでございます。46、47ページをお開きください。19款4項1目1節後期高齢者医療健康診査受託費1,216万4,000円は、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、健康診査を実施したものでございます。同じく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費は、後期高齢者の保健事業について市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し高齢者の多様な課題に対応しようとするもので、広域連合の事業を受託して実施しているものです。48、49ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の上から3行目、後期高齢者医療制度特別対策補助金229万4,039円のうち、健康保険課分は187万8,256円で健康ポイント事業に対する補助金となります。その5行下、在宅当番医制事業運営負担金181万6,000円は、西海市86万円、時津町95万6,000円の合計額でございます。人口割により算出される負担金で、長与町分と合わせて西彼杵医師会へ支出をしております。4行下、臨地実習受入謝金7万6,000円のうち、6万6,000円が健康保険課分で、県立大学の学生実習を受け入れた際の謝礼でございます。下から12行目の後期高齢者医療保険料収納対策補助金13万3,000円は、後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務など、徴収率の向上に資する業務に対する後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。94、95ページをお開きください。

3款1項3目国民年金事務取扱費は国民年金事務に係る経費でございます。内容につきましては例年とあまり変更がございません。96、97ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費は国民健康保険に係る経費でございます。27節の長与町国民健康保険特別会計繰出金2億2,981万5,686円は、国及び県から受け入れた保険基盤安定負担金と繰り出し基準により算出された一般会計が負担すべき金額を合算し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。110、111ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費は後期高齢者医療に係る経費でございます。1節報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士の報酬でございます。18節の後期高齢者医療療養給付費負担金4億1,102万2,006円は、本町の後期高齢者における療養給付費の一部を後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき負担をしたものでございます。27節の長与町後期高齢者医療特別会計繰出金1億17万8,718円は、事務費と保険基盤安定負担金の合計額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進系の職員の人件費及び健康センター管理費、保健対策関連の経費でございます。健康ポイント事業やウォーキングイベントの費用もこちらに含まれております。

114、115ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費は予防接種及び結核検診に関する支出でございます。新型コロナウイルス関連費用もこちらに含まれております。12節委託料の2行目、予防接種委託料1億3,037万9,723円のうち、健康保険課分は2,184万407円でございます。上から6番目の健康管理システム改修委託料から一番下の物品調達委託料まで、こちらは全て新型コロナワクチン接種に係る分でございます。13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費につきましても大部分がワクチン接種に係るものでございます。118、119ページをお開きください。4款1項4目健康増進費は主に健診に関連する支出でございます。こちらは昨年度とほぼ同様の支出となっております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書における健康保険課所管分は、58ページからでございます。58ページ、国民健康保険特別会計繰出金は国の基準に基づき一般会計から国保特別会計へ繰り出した経費でございます。59ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務は、後期高齢者の保健事業において市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し高齢者の多様な課題に対応する事業でございます。60ページ、健康ポイント事業は、歩く、健診を受ける、体組成測定会に参加するなどの健康づくりの活動に参加した場合ポイントを付与し、貯まったポイントを地域商品券などと交換していただける、楽しみながら健康づくりに取り組んでいただける事業でございます。それぞれ事業の概要、決算額及び財源内訳、事業の実績を掲載しております。

以上が健康保険課所管分の主な内容でございます。また本日、本町における新型コロナウイルスの陽性者の数の推移状況を提出しておりますので、御参照をお願いします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑に入っていきたいと思います。

まず22、23ページ、質疑はありませんか。

28、29ページは国保の基盤安定負担金。

次に進みます。30、31ページは老人福祉費補助金がありました。よろしいですか。

では32、33ページ、これは年金事務の委託金です。あと負担金などがありました。

では34、35ページ下段の方、補助金関係です。

戻っても構いませんので先に進みます。42、43ページ、繰入金です。

次46、47ページ、ここは後期高齢の事業収入です。ありませんか。

では雑入に入ります。48、49ページ、こちらで質疑はありませんか。

では歳出の方に移りたいと思います。94、95ページ、ここは3目全体です。

次96、97ページ、国民健康保険費。質疑はありませんか。いいですか。

次に進みます。110、111ページ、後期高齢者医療費。

次の112、113ページ、健康ポイントウォーキングなどの説明がありました。

では次114、115ページ、感染症予防費、質疑はありませんか。いいですか。

では歳入歳出全般的に、成果に関する報告書、配布資料を含め質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

別紙資料ですけども、このうち現在、入院者数とか、ホテル辺りの療養者とか、自宅療養とか、そういう区分が分かりますか。情報がなかなか入ってこないもんですから。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

入院者や自宅療養者は保健所で把握しておりまして、町では把握をしておりません。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

保健所と言われて、テレビ等でも保健所が中心に動いているということは聞いておりますけども、そうすると、こういう情報は件数だけで、いろんな内容面は全く町は分からないわけなんですか。それで住民から聞かれても「いや知りません」と言ってそれで済むものなんですか。やっぱりこういうのを町自身がよく知って、そして感染予防に対するPRを一層強化していくという。防災無線で同じような表現で、私も携帯に入ってくるようにしとるんですけども。同じような表現でするだけで、住民に町が何ら啓発をするということも全くないように感じるんですけど、それで良いのかなという感じをするんですけど。そうすると、何もその保健所がするから町は関係ありませんと、知りませんということでは対応をしているという、そういう理解をしていいんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

コロナウイルスの陽性者につきましては、町としては保健所に尋ねるんですけども、やはり個人情報の関係がございまして、実際どなたが感染したとか、その辺は教えてはいただけない状況でございます。その方であったり、濃厚接触者が個別に何らかの援助を必要とされる場合は、その方の希望によって町が情報を取って、対応することはございますが、全ての方に対して町が把握するっていうことは今のところはしておりません。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同じ件で、保健所という話が出ていたんですが、市と町によってこの対応っていうのは違っているのか。長崎市は保健所を持っていますよね。ということは、市は情報を入手することができるのかなと想像するんです。市の機関ですので保健所も。ただ町においては県の保健所ですので情報が入ってこないと。どうなのでしょう。近隣市とこんな情報を共有しているかどうか分かりませんが、市は陽性者が出た場合は何かしらアクションを起こしているんじゃないかと。町はもうどうしようもないと、そういう対応になっているんですか、今現状。何か情報を持っていけば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

長崎市において、長崎市の保健所とコロナの担当課がどういうふうに連携をしているかっていうことについては把握をしておりませんので、ほかの市町の保健所を持っている市と持っていない町が、対応が違うかっていうところは把握をしておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

33ページで、国民健康保険基盤安定負担金で歳入に上がっているわけですけども、この前の国民健康保険の事務が県に移管されたということで、それ以降、その影響もあって基金が増えているという御説明があったんですよね。この国民健康保険基盤安定負担金が増えてきているっていうことなのか、実態的に。そこを確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

国保財政が平成30年度から都道府県に単位化したことによって制度が変わったんで

すけれども、この保険基盤安定負担金については制度改正前後で趣旨としては全く変わっておりませんで、被保険者の軽減額に対する一般会計で補填する分になりますので、軽減の総額が変わったことによって、この金額が変わってきております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると歳入の部分ではそれがどこになるわけですか。いろいろ書いてありますよね。どの部分が増えてきたのか。歳入のところで見ると、どれに該当するのですか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

国民健康保険基盤安定負担金の中にその軽減分が含まれてきておりますので、その軽減数の数によってこの金額が上下したりという、そういう制度となっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、総額自体増えてきているわけですね。平成30年以降。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

先程松田からも説明があったとおり、30年以降、国保財政が都道府県化されたんですけれども、この基盤安定負担金については制度が変わっておりませんので、その制度が変わったことによって増えてきてるってことはないと考えています。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、どの部分が増えてきているわけですか、具体的には。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

増えてきているっていうのは、恐らく国保特会決算の激変緩和措置かと思うんですけれども、そちらが国保特会の中の国保事業費納付金というのがございますので、そちらの金額は、激変緩和の措置を入れたことによって本来の納付金からその分が下がっていることになりますので、表面上は見えない値になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

111ページの後期高齢者健康診査医療委託料ですね。コロナの中でも健康診査なんというのは、通常どおり行われていたものなのかどうか、お教えてください。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

健康診査自体は通常どおり行っています。ただ、密にならないということで、集団健診については人数を絞って、1回の集団健診の人数を少なめにして、事業自体は通常どおり行っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

部長にお尋ねをしたいと思いますが、先程の感染症の関連なんですけども、議会議務局からは各議員には、町のコロナ感染症対策本部の会議があつて、例えば3,251番から何番とか書いたものを議長名で我々に送ってくるんですよ。聞きたいのは、「何もしてない」「情報も何もない」という先程のことから派生して質問するんですけども、その対策本部たるものが、その都度何回か開催されているような状況なんですね。何も情報が入らないのに対策本部なんかできるはずがないわけで、ただ、言いますように件数だけは何番から何番とか送ってくるわけで、そういう番号で対策本部を開催しておられるのかなど。私自らそう思つとるんですけどね。ところが感染予防に対して町民に対するPRとか、対策とか、そういうものが議論をされていないのかですね。情報が入らないから知らないの、分からないので対策本部としても町全体としても何ら手が打ちようがないんですよと、そういう姿勢のような感じも先程の答弁ではするわけですけども、実際、感染症対策本部の在り方なり、状況はどんなになっているんですか。

○委員長（金子恵委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

今まで28回対策本部を開いてきました。どういうときに開くかっていうとステージが4から5になったとか、逆に5から4になったとか、そういう節目節目で立てております。特に県知事の記者会見、そういうときには必ず開かれておりますので、そういう記者会見を情報共有すること。その記者会見から町がどういったことができるかということですね。例えば今ステージ4です、長与町含め長崎県がですね。そしたら公民館はどうするかとか、丸田の老人福祉センターの温泉、そういう所はどうするかとか、そういうのを各課、各部がある程度決めていって、この対策本部の中で確認して、そして町

民の皆さんに同報無線を使って、例えば「自粛しながら開けますよ」とか、そういう形をとっております。そのほかに「役場が何も」っていうことでありますけども、ホームページ等には載せてないこともあります。例えばこの前小学校とか、保育所とかにはPCR検査を受ける間は登園とか、登校しないでくださいっていうのを対策本部名で出したりとか。あとホームページの中では不織布マスクをなるべくお勧めしますとか、各施設にポスターとかを貼ってもらったりとか、そういうことを行っております。あとワクチンの進捗状況も対策本部の中で話をしておりますし、また新たに、例えばこの前県立大学でも接種ができたんですけども、そういう話をして役場の職員にとか、あと商工会を通じてとか、そういう部分の情報共有を図っているという状態です。なかなか見えない部分というのもありますけども、なるべくホームページ等を使って情報発信を今後ともしていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和2年度の健康保険課っていいますと、やはりコロナ問題で忙殺されているんじゃないかなというふうに思います。体制のことで確認なんですけど、私なりに整理をすると、例えば、町民の方で陽性者が出た場合は町に連絡が行くというのはあるんだと思うんですよね。ホームページにも載りますからね。ただ、例えばどこかの医療機関に行ったか、あるいは自宅待機か、その辺りについてはもう保健所が直で管理しているということなのか。その役割分担的なものはどうなっているのかをよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

町といたしましては、陽性者が出た場合は保健所がもう一括して管理をしております。実際、自宅療養なのか、ホテル療養なのか、入院なのか、その辺の調整とかも保健所がやっているという状況で、うちの方としては実際どういう症状があつてとか、いつから症状が出ましたとか、濃厚接触者が何人でしたとかという、そういう情報は来るんですけども、実際どなたか陽性になりましたとか、濃厚接触者はどなたですとか、個人情報以外のところだけ町に情報をいただいているという状況になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

いろんなSNS等で、昨日の段階での町内の感染者が、例えば30代の非公表とかいうのが私たちの方にも入ってくるんですが、そういったものをお知らせするのは、もう健康保険課は違って、そういうSNS等、広報を担当されるどっかの部署が引き受けて

されているということなんですか。ちょっとそこを聞きたかったんですけど。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

そういう情報につきましては健康保険課で取得をして、そしてホームページに載せたりをしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと見ていると恐らくもう相当な仕事をされているので、例えば、その部分もはっきり言って、一括して広報担当の方にその連絡はしてもらおうとかしないと、健康保険課はやらないといけないのが、例えば集団接種の会場の問題とか、人の手配とか、あるいは来月からは何歳代からの人たちがするので、そこへのクーポンの云々とか、役場のホームページの「新型コロナワクチン接種について」というのを見えていますけども、その細々した業務というのはものすごい、一つ一つもあるけども、さらにその中も細分化していけば、多分もう僕らが計り知れないような膨大な仕事量があるんじゃないかなというがあるので。長与町は少ない職員数でやっているって自慢をするけども、逆にこういうときというのはものすごい負担が掛かると思うので、もう、そういう振れるものは振っていかないとできないんじゃないかということと、あと当然これを見ているだけでもマンパワーが足りないんじゃないかなと思っていて、そういう人的な足りない分をどういうふうにして対応をされているのか。今後も続くと思うんですよね。ですので、ちょっとその辺をどういうふうにされて、今後もされていこうとするのか。担当課が潰れてしまったら町民も大変なことになるという意味からも、やっぱり健康保険課が健康でないと駄目だと思うので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

確かに年度初めは職員も3人ほどワクチン室に来てもらい、そして健康保険課からももちろん何人も出て準備をしてきました。それとあと、人材派遣会社からもスタッフをお願いしたってということで、最初の方が特に忙しかったっていうのはあります。今現在、ワクチン接種の方も大分進んで今、軌道に乗った状況で、年度初めに比べたら少し落ち着きを取り戻しているという状況です。それとここまでできたというのは、今ある事業を今まで100%していたのを、今しなければいけないのかっていう仕分けを少しやってきておりますので、そういうところで少し時間を作っていったというものもあるかと思えます。令和3年度に向けて、一旦、令和2年度の振り返りをしっかりしていくっていうところを踏まえて3年度考えていきたいと思えますけども、国の方から3回目の接種

とか、そういう部分がはっきり出てから考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

PCR検査ですけど、以前は保健所を通して行う体制になっていたんですけど、現在は例えばかかりつけ医で申し込んだらできるとか、そういう体制になっているんですか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

PCR検査につきまして、かかりつけの先生の所でも症状があり必要があるということでしたら、行政検査という形でPCR検査ができるようになっており、もちろん医療機関はそれを保健所に報告して、保健所が取りまとめて件数などの報告をするというふうになっております。かかりつけ医がない場合は、今までどおり保健所に問い合わせ、PCR検査ができる医療機関を紹介していただいて検査という流れになっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

PCR検査自体は長与町内ではできないんですよね。できる機関があるんですか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

長与町内の幾つかの医療機関でもできる所がありまして、その辺も随時変わっているところもあるみたいで、保健所がその辺でもできる医療機関なども把握しており、直接医療機関にお尋ねいただくか、保健所に尋ねていただくということで、PCR検査ができる医療機関は知ることができます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると町内にもできる機関があるということですね。確認ですけれども。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

町内でできる医療機関があります。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

健康保険課の質疑をこれで終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩 11時45分～13時15分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまより介護保険課の審査に移ります。本案について提案理由の説明を求めます。細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の介護保険課所管分につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。事項別明細書の28、29ページをお開き願います。まず歳入でございます。13款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち、5番目と6番目の低所得者保険料軽減負担金及びその過年度精算分が介護保険課所管分でございます。こちらは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫補助で、現年度分の受け入れ、及び前年度分精算による追加交付分でございます。続きまして32、33ページをお開き願います。14款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の下から3番目と2番目、低所得者保険料軽減負担金及びその過年度精算分が介護保険課所管分でございます。先程の国費同様、保険料軽減の県負担分で、負担割合は4分の1となっております。

続きまして歳出でございます。108、109ページをお開き願います。3款3項2目介護保険費は全て介護保険課所管分でございます。1節報酬から次のページに移りまして4節共済費までは、職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。10節需用費につきましては、新型コロナウイルス感染対策といたしまして町内80か所の介護保険サービス事業所に対して、手指消毒用アルコール消毒液を配布したものでございます。27節繰出金は、国が示した基準内での繰出金としまして、介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係るもので、前年度比2,061万1,639円、5.3%の増となっております。低所得者保険料軽減負担金の増加及び事務費の増加が増額の主な要因でございます。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書につきまして御説明させていただきます。介護保険課分は61ページを御覧ください。先程歳出のところで説明をいたしました介護保険特別会計への繰出金を掲載いたしております。こちらは介護保険事業の運営に係ります町の持ち出し分でございますが、決算額の内訳と町の負担割合を一番下の事業の実績に記載をいたしております。なお低所得者保険料軽減負担金につきましては、国及び県支出金を含めたところで特別会計へ繰り出しを行っております。以上が令和2年度決算の介護保険課に関する内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から審査に入りたいと思います。

28、29ページから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

では32、33ページ、ここは負担金ですね。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

国庫負担金が低所得者保険料の軽減負担金の2分の1で、県が4分の1だとお伺いしましたが、何か割合がちょっと違うみたいっていうか、過年度精算分のところが微調整みたいのがあるのか。国に比べて半額ってわけにいかないのかなと思って質問しました。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

過年度精算のところが国庫が2分の1と県が4分の1なので、県が国の歳入額の半分になるんじゃないかということですが、国庫が当初申請をして翌年度の精算になります。県は当初申請をして途中変更申請が1回かみますので、そこで申請額が変更になってきます。その兼ね合いで精算時点での金額が変わってくるということになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

それでは歳出に入ります。108、109ページ、介護保険費。質疑はありませんか。次のページの上段、真ん中ぐらい特会への繰出金まで、質疑はありませんか。

では歳入歳出どちらでも結構です。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

御説明の中で80か所の各施設等に対して消毒関係のものを配布したと控えているんですけども、コロナ対策のいろんな備品は令和2年度された分でもうほぼOKなのか、それとも令和3年度にまた新たなものが必要となるのか、この辺りはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず令和2年度に手指消毒用のアルコール消毒液を配布した経緯ですけれども、2年度当初から「なかなか消毒液とかそういったのが足りない」というお声をいただいて、それを基に消毒液を配布させていただいたわけですけれども、その後、運営推進会議とかで、施設や事業所と話をさせていただきながら、どんなものが足りないとか、そういった話はさせていただいているところです。そういったところでまだ充足をしているっていうか、今現段階はですね。さらに、そういった衛生用品につきましては、県や国の補助の助成がありますので、そちらの方を活用されてほぼ充足をされているんじゃないかということで、現段階では特に用品について町の方で何か対策をするということとは、

今のところ予定はございません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。ないですね。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで介護保険課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き会計課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

改めまして皆様こんにちは。それでは議案第54号令和2年度一般会計決算書の会計課所管分につきまして御説明をいたします。

まず歳入でございます。事項別明細書の40、41ページをお開き願います。15款1項2目1節利子及び配当金でございますが、会計課所管分は備考欄の下から6番目、用品調達基金運用収入6円、これは同基金の普通預金の利息でございます。次に46、47ページをお開き願います。19款2項1目1節町預金利子は、一般会計の普通預金利子及び町県民税などの歳計外の利息1万6,432円となっております。

次に歳出でございますが、62、63ページをお開き願います。2款1項4目会計管理費でございます。主な支出としまして2節から4節までが職員の人件費でございます。目の合計で3,279万1,497円となっております。このうち98%ほどが会計課職員の人件費で占められております。前年度比で約65万円の減額となっております。これは昨年度4月以降の人事異動による給与、共済費の減額が主なものでございます。17節備品購入費につきましては、記録式の計算機を買い替えております。次に192、193ページをお願いいたします。12款1項2目2節償還金、利子及び割引料でございます。2年度におきまして一時借り入れ10億円を8日間行いましたので、一時借入金利子償還金11万16円が会計課所管となっております。次に199ページをお願いいたします。財産に関する調書の4基金の（4）用品調達基金が会計課所管となっております。こちらにつきましては、封筒、起案用紙、納入済通知書、請求兼領収書を会計課で一括して購入しており、2年度におきましては購入が62万1,991円、各課が購入した売り上げが54万5,457円となっております。現金と物品の総額は100万円で運用をさせていただいております。会計課につきましては以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。

まず40、41ページ、運用収入6円。

同じく歳入の46、47ページ、預金利子、歳入の方で質疑はありませんか。

では歳出の方に移ります。62、63ページ、会計管理費。よろしいですか。

では次進みます。192、193ページ、利子ですね。質疑はありませんか。

では199ページの基金も含め歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

199ページの用品調達基金。通常であれば各課で封筒を在庫するとか、そういうふう
にやっていくんでしょうけれども、基金を設けたのは安く買う目的でこの基金を作っ
たのか。廉価購入を図るためにしたのか。ちょっとその辺り、なぜ用品調達基金を設け
たのか。通常であれば各課で在庫すれば良い話で、何か目的があって基金の制度を作っ
たのか。恐らく想像するには全部庁内のを集めて、そして調達していくというのが安く
買えるんだろうということなので設けられたんじゃないかなという私の想像ですけども、何
か目的があってやられたのかどうか、そこを教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

基金の運用につきましては、まず会計管理者の職務権限、もしくは出納事務におきま
して、会計事務を司る地方自治法等の中で、現金、有価証券、物品の出納及び保管を行
うという業務がございます。これを行いまして庁舎内の物品の管理を会計課の方で出納
事務としてさせていただいているというのが大きな理由でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確認ですけども、法律に基づいて行っていると、こういうことですね。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

はい、御指摘のとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほか、全体的に。ほかありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで会計課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

ただいまより、議事課並びに監査事務局の審査に移りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは議事課所管分の説明をさせていただきます。歳入はございません。

事項別明細書の54、55ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目議会費は、職員給与等を除く9,629万22円が議事課所管分になります。1節報酬は、議員16名分と今年度からパート2名分を支出しております。2節給料から4節共済費の職員分については事務局職員4名分になります。7節報償費は、1月に議員研修会を予定しておりましたが講師の都合により開催できませんでしたので全額不用となっております。8節旅費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により視察などの調査活動等ができませんでしたので減額となっております。9節交際費もコロナウイルス感染拡大の影響により行事等が行われなかったこと、10節需用費につきましては議会だよりの印刷ページ数が減少したことにより減額となっております。13節使用料及び賃借料につきましても、議会用マイクシステムのリース期間が終了し、その機器を譲り受けたことによる減額となっております。17節備品購入費につきましては、老朽化したシュレッダーを買い替えております。56、57ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金につきましては、5名分の研修費を負担しております。そのほかはほぼ例年どおりとなっております。

続きまして、監査事務局所管分の説明をいたします。こちらも歳入はございません。

事項別明細書の86、87ページをお願いします。2款6項1目監査委員費は、職員給与等を除く195万4,111円が監査事務局所管分になります。1節報酬は監査委員2名分になります。2節給与から88、89ページの4節共済費までは、事務局職員1名分になります。8節旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等への参加ができませんでしたので減額となっております。18節負担金、補助及び交付金になります。各種講演会等負担金は、町村監査委員全国研修会が動画配信になったことによる参加負担金になります。そのほかは例年どおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審査方よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。まず議事課の質疑を行います。

54、55、56、57ページの上段まで、こちらについて質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前、私は総務の方にはいたときから何年か離れているので、理解を深めるために伺いたいのが会議録の作成の流れですね。まず録音して、それがどういった形で最終的な議

事録になるのかの流れを、概略で結構ですがちょっと教えていただけないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

まず音声を会議とかでとります。その音声をインターネットに繋げて、変換システムの方を経由して、こちらにそれが戻ってきます。その戻ってきた分を会議録にしていくんですけども、その第1段階のところをまずパートにさせていただいて、そのあと職員で修正を3回程度かませて会議録が作成できるという流れになっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

インターネットで音声をどこかの業者に送って、文字データに変換されたものが返ってくると思うんですが、この変換された文字データというのはどの程度の精度なのか。以前聞いたときには、当時はあまり良くなかったが、徐々に良くなっていくんじゃないかって話だったんですが、今現在その辺りはどのような状況なのかですね。

○委員長（金子恵委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

こちらのシステムがAIを使っております、経験を積ませることによって変換がどんどん新しく更新できてきてはおります。それが完璧っていうほどまではないということと、あと方言だったり、そういった部分もあるので、なかなかきれいな形でというのは難しいですけども、徐々にその経験を積ませて精度は高くなってきてはおります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

実は私も音声から自動的に機械に読み込ませてやってみたんですよ。非常に精度が悪いというか、再度その精度を高めるためにまた私が手入力をしていく。だから、この変換をした方がいいのか、逆にこれで手間取るということはないのか。やはりあった方が、利便性が本当にいいのか。この辺り何か検証っていうか、考えはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

以前は神戸速記に送っていたんですけども、送ってから帰ってくるのに日数が要してましたけれども、今、インターネット経由ということで30分から1時間で粗の原稿は戻ってきます。常任委員会で委員長報告とか使うときも、今日できた会話は今日中に委員長にお渡しできるので、そちらの方が大分迅速にできているかと思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら引き続き監査事務局の86、87、次の88、89ページまで。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

89ページで、県の監査委員協議会負担金とか、西彼杵監査委員協議会負担金に負担をされていますが、今回コロナがあった関係で、実際あまり機能しなかったんじゃないかなど。例えばいろんな研修を企画したり等々があったと思うんです。ですから、私も予算との照合はしてないんですけども、当初のとおり負担をしたのか、それともいろんな負担がなかったから少し減額になったのか。その辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

こちらが補助金じゃなくて、負担金ということで会の規約で決まっております、減額っていうのはございません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで議事課並びに監査事務局の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

全体の質疑がこれで終了いたしました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本9月議会において所管事務調査を行いたいと考えておりますが、福祉課所管の委託業務と委託内容についての調査を行いたいと考えております。9月21日火曜日9時30分から開催いたしますが、皆様よろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

それではこの時間にしっかりと所管事務調査を行いたいと思います。

これで本日の委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

(閉会 14時37分)